

定 例 監 査 公 表

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定例監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年10月20日

天童市監査委員 奥 山 吉 行

天童市監査委員 古 澤 義 弘

記

- 1 監査の期間
令和5年9月1日～令和5年9月29日
- 2 監査の対象
市立舞鶴保育園、市立第一中学校、市立寺津小学校、市立天童南部公民館、市立寺津公民館

監 第 67 号
令和5年10月20日

天 童 市 長 様

天 童 市 監 査 委 員

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査を、市監査基準に準拠して執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

定 例 監 査 報 告 書

- 1 監 査 対 象 市立舞鶴保育園、市立第一中学校、市立寺津小学校、市立天童南部公民館、市立寺津公民館
(令和5年8月31日現在における、令和5年度財務に関する事務及び関連事務業務の執行状況)
- 2 監 査 執 行 者 天童市監査委員 奥 山 吉 行
天童市監査委員 熊 澤 光 吏
- 3 監査の実施場所及び日程 各施設／令和5年9月1日～令和5年9月29日
- 4 監 査 の 着 眼 点 総務省実施要領及び全国都市監査委員会が定める「監査等の実務ガイドライン第3編第3章 監査等の着眼点」を参考にした。
- 5 主 な 実 施 内 容 提出された資料に基づき、財務関係諸帳簿、備品台帳、その他関係書類の照合調査をするとともに、現地調査及び関係職員の説明を聴取する方法等により実施した（抽出検査によるものもある）。
- 6 監 査 の 結 果 監査した事項については、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。